

## 新城市若者チャレンジ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市若者条例（平成26年新城市条例第56号）第12条第1項に基づき、若者が活躍するまちの形成の推進に資すると認められる若者及び市民が取り組む活動を支援するため、市の予算の範囲内で交付する新城市若者チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）について、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 新城市自治基本条例（平成24年新城市条例第31号）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 市民 新城市自治基本条例第2条第2号に規定するものをいう。
- (3) 若者 新城市若者条例第2条第2号に規定するものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれにも該当する事業で別表第1に掲げる事業とする。

- (1) 若者がチャレンジする事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 目的及び計画が策定されている事業

2 前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当するときは、補助事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 活動を行う団体の構成員の交流又は親睦等を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (8) この事業について、他の制度から補助金等の交付を受ける事業

(補助事業者)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という）は、若者を中心として構成された団体であって次の各号を全て満たす団体とする。

- (1) 若者5人以上で構成する団体であること
- (2) 団体の構成員の過半数が若者であり、かつ構成員に18歳以上の者が1人以上含まれていること
- (3) 主として市内で公益活動を行う団体

2 前項の要件の有無にかかわらず、次に該当する団体は、補助事業者になることはできない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
  - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
  - (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
  - (4) 公序良俗に反する団体
- （補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の遂行に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助対象経費から除外する。

- (1) 人件費
- (2) 食糧費
- (3) 用地費
- (4) 施設、設備等の維持管理費
- (5) 領収書等により補助事業者が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) その他事業の実施に直接関係のない経費、又は市長が社会通念上適切でない  
と認めた経費

2 次に掲げる経費のみの事業及び次に掲げる経費の組み合わせのみによる事業は、補助の対象としない。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料
- (3) 講師等への謝礼
- (4) 工事請負費
- (5) 委託料
- (6) 借上料
- (7) 使用料

(8) 備品購入費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に次の表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、補助限度額を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。ただし、構成する若者の割合が同じである場合は、補助限度額の高い方を適用する。

構成する若者の割合	補助率	補助限度額
中学生が過半数	10/10以内	5万円
高校生が過半数	10/10以内	10万円
上記以外の若者が過半数	10/10以内	50万円

(補助事業の期間)

第7条 補助事業を実施することのできる期間は、当該年度限りとする。

(補助金交付申請等)

第8条 交付申請等の手続きは、規則により行い、様式は別表第2に掲げる様式第1から第14を使用する。

(申請書の審査等)

第9条 申請書の審査は新城市若者チャレンジ補助金審査委員会条例第1条に基づき、新城市若者チャレンジ補助金審査委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

2 審査の方法は別に定める。

(交付決定前着手)

第10条 交付決定前着手は、原則として行わない。ただし、市長が必要と認める場合は妨げない。この場合、補助金の交付対象とならない場合があることを申請者に十分説明しなければならない。また、市長が交付決定前着手を認めた場合においても、交付決定手続を委員会の審査終了後に速やかに行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により交付決定前に事業を実施しようとするときは、交付決定前着手承認申請書（別表第2様式第15）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により交付決定前着手承認申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、交付決定前着手を承認し、交付決定前着手承認通知書（別表第2様式第16）により、申請者に通知しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業

1	保健、医療又は福祉の増進を図る事業
2	社会教育の推進を図る事業
3	まちづくりの推進を図る事業
4	観光の振興を図る事業
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
7	環境の保全を図る事業
8	災害救援事業
9	地域安全事業
10	人権の擁護又は平和の推進を図る事業
11	国際協力の事業
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
13	子どもの健全育成を図る事業
14	情報化社会の発展を図る事業
15	科学技術の振興を図る事業
16	経済活動の活性化を図る事業
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
18	消費者の保護を図る事業
19	前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の事業

別表第2（第8条・第10条関係）

手 続	様 式 名 称	要綱に定める様式
交付の申請	新城市若者チャレンジ補助金 交付申請書	様式第1
	事業計画書①	様式第2-1
	事業計画書②	様式第2-2
	収支予算書	様式第3
決定の通知	新城市若者チャレンジ補助金 交付決定通知書	様式第4
事業計画内容の変更等	新城市若者チャレンジ補助金 交付変更申請書	様式第5
	変更収支予算書	
取消しの決定	新城市チャレンジ補助金交付 取消決定通知書	様式第6
変更交付の決定	新城市若者チャレンジ補助金 交付変更決定通知書	様式第7
事業の中止・廃止等	新城市若者チャレンジ補助金 金事業中止（廃止）申請書	様式第8
概算払の請求	新城市若者チャレンジ補助金 概算払請求書	様式第9
実績報告	新城市若者チャレンジ補助金 実績報告書	様式第10
	事業報告書	様式第11
	収支報告書	様式第12
交付金額の確定	新城市若者チャレンジ補助金 確定通知書	様式第13
請求	新城市若者チャレンジ補助金 請求書	様式第14
交付決定前の着手	新城市若者チャレンジ補助金 交付決定前着手承認申請書	様式第15

承認の通知	新城市若者チャレンジ補助金 交付決定前着手承認通知書	様式第 1 6
-------	-------------------------------	---------

様式第1（第8条関係）

年 月 日

新城市長

申請者

住 所

団体名

代表者名

連絡先

新城市若者チャレンジ補助金交付申請書

新城市若者チャレンジ補助金（ 1. 中学生 2. 高校生 3. 若者一般 ）  
の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事業名 \_\_\_\_\_
- 2 事業実施期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで
- 3 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助事業 \_\_\_\_\_
- 5 添付書類  
(1) 事業計画書（様式第2-1、様式第2-2）  
(2) 収支予算書（様式第3）  
(3) 収支予算書の金額を裏付ける見積書等  
(4) 定款、規約その他これらに類するもの  
(5) その他市長が必要であると認める書類

備考 「補助事業」欄には、要綱別表1に「補助事業」に掲げる1～19の  
事業のうち該当する番号を記入してください。

様式第2-1（第8条関係）

事業計画書①

団 体 名		
代 表 者	(氏名： 連絡先： )	
設 立 年 月 日		
事業の目標 ※具体的な数値目標を記入してください。		
目標を達成するための事業内容 ※事業のスケジュールを含め記入してください。	<u>事業内容</u>	<u>スケジュール</u>
事業の成果・波及効果		



様式第3（第8条関係）

収支予算書

収入（単位：円）

費 目	予 算 額	積 算 内 訳
新城市若者チャレンジ補助金		
自己資金		
事業収入（見込み）		
その他		
合 計		

支出（単位：円）

費 目	予 算 額	積 算 内 訳
補 助 対 象 経 費		
	小 計 (①)	
外 経 費 補 助 対 象		
小 計 (②)		
合 計 (①+②) 【全体事業費】		

様式第4(第8条関係)

指令 第 号  
年 月 日

様

新城市長

新城市若者チャレンジ補助金交付決定通知書

年 月 日 付けの新城市若者チャレンジ補助金の交付の申請  
につきまして、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 事業名 \_\_\_\_\_
- 2 補助事業に要する経費 \_\_\_\_\_円
- 3 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 4 補助事業の経費の配分及びその使用方法 (次ページ)
- 5 交付の条件

収 入(単位：円)

費目	予算額	補助認定額	備 考
新城市若者チャレンジ補助金			
自己資金			
事業収入（見込み）			
その他			
合 計			

支 出（単位：円）

	費目	予算額	補助認定額	備 考
補助対象経費				
		小 計		
補助対象外 経費				
	小 計			
合 計				

様式第5(第8条関係)

年 月 日

新城市長

補助事業者

住 所

団体名

代表者名

連絡先

新城市若者チャレンジ補助金交付変更申請書

年 月 日付け 指令新市自第 号で通知のありました新城市若者チャレンジ補助金の交付の決定につきまして、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 事業名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

備考 1 2及び3については、必要に応じ別紙とすること。  
2 2については、必要に応じ変更計画、収支予算等その詳細を明らかにする書類を添付すること。

変更収支予算書

収 入 (単位：円)

費 目	予算額	変更額	増減額	積算内訳
新城市若者チャレンジ補助金				
自己資金				
事業収入 (見込み)				
その他				
合 計				

支 出 (単位：円)

費 目	予算額	変更額	増減額	積算内訳
補助対象経費				
	小 計 (①)			
補助対象外経費				
小 計 (②)				
合 計 (①+②) 【全体事業費】				

様式第6（第8条関係）

指令 第 号

年 月 日

様

新城市長

新城市若者チャレンジ補助金交付取消決定通知書

年 月 日付けの新城市若者チャレンジ補助金の交付決定につきまして、次のとおり交付の決定を取消しましたので、新城市補助金等交付規則第14条・第19条の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 取消決定の内容
- 3 取消決定の理由
- 4 補助金の交付決定額

様式第7(第8条関係)

指令 第 号

年 月 日

様

新城市長

新城市若者チャレンジ補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けの新城市若者チャレンジ補助金の交付の変更申請につきましては、その内容を承認し、次のとおり交付の決定を変更することになりましたので通知します。

- 1 事業名
  
- 2 交付決定の変更の内容
  
- 3 交付決定の変更の理由
  
- 4 補助金の交付決定額

様式第8（第8条関係）

年 月 日

新城市長

補助事業者

住 所

団体名

代表者名

連絡先

新城市若者チャレンジ補助金補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け 指令新市自第 号で通知のありました新城市若者チャレンジ補助金の交付の決定につきまして、次の理由により補助事業を中止（廃止）したいので申請します。

1 事業名

2 補助事業を中止（廃止）する理由

令和 年 月 日

新城市長

補助事業者

住 所

団体名

代表者名

連絡先

新城市若者チャレンジ補助金概算払請求書

年 月 日付け 指令新市自第 号で交付決定通知のあった  
事業につきまして、次のとおり概算払を請求します。

1 補助金額等

補助金交付決定額	円
補助金支払済額	円
概算払申請額	円

2 概算払を必要とする理由

<振込先>

金融機関の 名称等	銀行 信用金庫 信用組合 農協	店	口座の 種類	普通預金 当座預金
		フリガナ		
口座番号		口座名義		

新城市長

補助事業者

住 所

団体名

代表者名

連絡先

新城市若者チャレンジ補助金実績報告書

年 月 日付け指令新市自第 号で通知のありました新城市若者チャレンジ補助金の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業の実績を報告します。

- 1 事業名 \_\_\_\_\_
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金の実績額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助事業施行期間  
着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 5 添付書類
  - (1) 事業報告書（様式第11）
  - (2) 収支報告書（様式第12）
  - (3) 収支状況の確認できる領収書等の証拠書類
  - (4) その他必要と認められる書類

様式第 1 1 (第 8 条関係)

事業報告書

活動分類	活動日	参加人数	事業内容
<p>内容 (注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動日</li> <li>・ 参加人員</li> <li>・ 活動内容</li> </ul> <p>以上の項目を記載すること。</p>			
<p>事業の成果 波及効果 (具体的な数値を踏まえて記入してください。)</p>			

様式第 1 2 (第 8 条関係)

収支報告書

収 入 (単位 : 円)

費 目	予算額	決算額	積 算 内 訳
新城市若者チャレンジ補助金			
自己資金			
事業収入 (見込み)			
その他			
合計			

支 出 (単位 : 円)

費 目	予算額	決算額	積 算 内 訳
補 助 対 象 経 費			
小 計 (①)			
補 助 対 象 外 経 費			
小 計 (②)			
合計			

様式第13 (第8条関係)

指令 第 号

年 月 日

様

新城市長

新城市若者チャレンジ補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のありました補助事業につきまして、次のとおり新城市若者チャレンジ補助金の額を確定しましたので通知します。

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_円

3 補助金の交付確定額 \_\_\_\_\_円

4 備考

様式第14（第8条関係）

年 月 日

新城市長

補助事業者

住 所

団体名

代表者名

連絡先

新城市若者チャレンジ補助金請求書

年 月 日付け 指令新市自第 号で確定の通知がありました新城市若者チャレンジ補助金につきまして、次のとおり交付を請求します。

1 補助金の交付請求額 \_\_\_\_\_円

<振込先>

金融機関の名 称 等	銀行 信用金庫 信用組合 農協	店	口座の 種 類	普通預金 当座預金
		フリガナ		
口座番号		口座名義		

様式第15(第10条関係)

年 月 日

新城市長

申請者

住 所

団体名

代表者名

連絡先

新城市若者チャレンジ補助金交付決定前着手承認申請書

新城市若者チャレンジ補助金交付要綱第10条第2項の規定により下記のとおり新城市若者チャレンジ補助金の交付決定前着手の承認を申請します。

ただし、交付対象とならなかった場合は、団体の負担で事業を実施します。

1 事業名

2 交付決定前着手を必要とする理由

様式第16(第10条関係)

指令 第 号  
年 月 日

様

新城市長

新城市若者チャレンジ補助金交付決定前着手承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった新城市若者チャレンジ補助金  
につきまして、新城市若者チャレンジ補助金交付要綱第10条第3項の規定  
により、次のとおり承認します。

- 1 事業名
- 2 承諾の内容
- 3 承認の理由
- 4 その他